

「大磯町役場本庁舎整備庁内検討会報告書」の取りまとめ要旨

第1章 現庁舎の現状と課題

現庁舎の現状を踏まえ、それぞれの課題に配慮し新庁舎整備を進めるとしています。

第2章 本庁舎整備にあたっての考え方

1. 施設規模について

新庁舎の建物規模（延床面積）は、4,450 m²から 4,700 m²を想定しています。そのため、新庁舎に必要な敷地面積は、4,800 m²から 5,450 m²の範囲としています。

2. 建設地について

建設地は、「現敷地内（東小磯）」を選定しました。

3. 複合化について

保健センターは、新庁舎への複合化を行うこととしています。また、消防本部については、災害対策に必要な本部機能を新庁舎へ取り込む方向で検討します。

4. 事業手法について

事業手法は、他自治体での実績も多く総合的に判断し、設計者・施工者をそれぞれ選定・発注する従来方式として「設計・施工分離方式」を選択しました。なお、設計者の選択は基本構想の段階から、プロポーザル方式が新庁舎には最良としています。

5. 概算事業費について

新庁舎は、防災拠点となることから免震構造とし、他市町の事例から概算工事費を算定しています。なお、現段階では正確な全体事業費の算出は難しく、詳細な事業費は新庁舎の規模等が具体化された段階となります。

6. 財源の確保について

本庁舎建設基金の積立額を見直し、起債の借り入れなど財政負担のバランスを考慮しながら、助成金・補助金等の活用を図り財源の確保に努めます。

7. 供用の開始時期について

早期の建設が望まれており、令和7年度を利用開始の目標としています。